

第3次十和田市総合計画 策定方針

1 計画策定の背景と目的

【当市における現状、今後の見通し等】

- ・人口減少による経済活動の縮小、コミュニティ機能の低下 など
- ・市民参画による協働のまちづくりを進めていくことの重要性は、今まで以上に高まる。
- ・行政運営を取り巻く環境は、自治体DX、SDGsへの取組、働き方改革への対応等に伴い、大きな転換期を迎えている。

【策定の目的】

総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第14条第1項に基づき策定するものであり、本市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画として位置づけられており、現行の第2次十和田市総合計画が令和8年度に期間満了となることから、第3次総合計画を策定する。

2 計画の体系と期間について

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念や将来像を定めるとともに、それを実現するための基本的な施策の大綱を示すものとし、令和9年度を初年度として令和18年度を目標年度とする**10か年計画**とする。(十和田市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき議決)

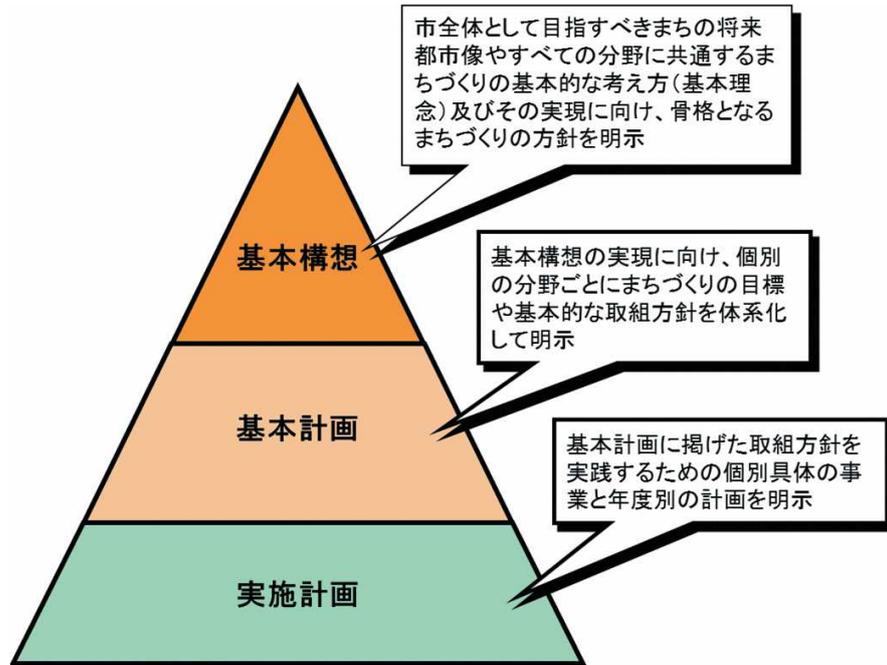
(2) 基本計画

基本構想に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものとする。また、今日の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するために、計画期間は**前期5年間、後期5年間**とする。

(3) 実施計画

基本計画に示された、根幹的施策の具体的な実施内容を明らかにするため、計画期間は、**5年間（常に5年先を見据えた計画）**とし、施策や事業の実効性を確保するため、現行の実施計画と同様に、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

【構造のイメージ】



現行計画と同様に、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とする。

【計画期間のイメージ】

○現行の計画期間

年度	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
基本構想	→									
基本計画	前期⑤ →					後期⑤ →				
実施計画	1期④ →				2期③ →			3期③ →		



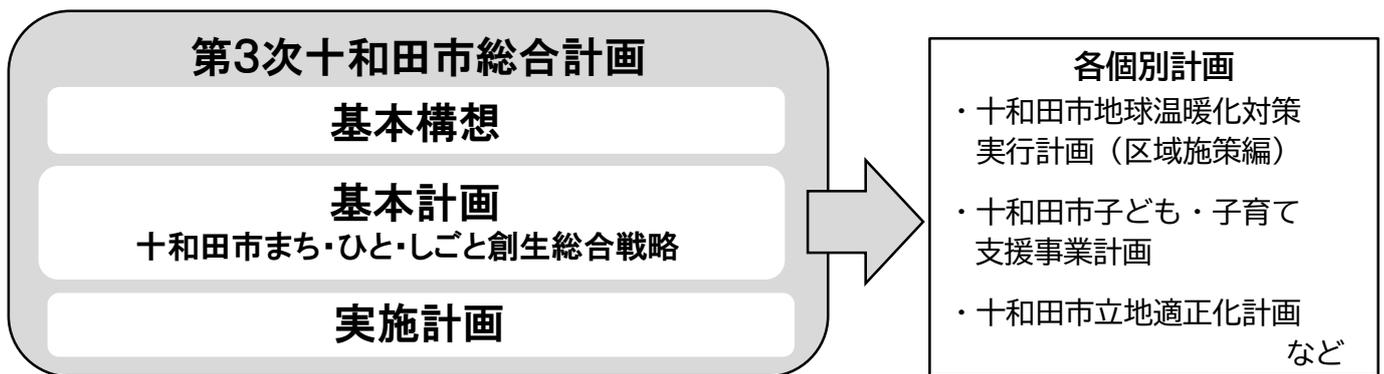
○新たな計画期間

年度	第3次								第4次								
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
基本構想	→																
基本計画	前期⑤ →					後期⑤ →											
実施計画	策定		⑤ →														
	策定			⑤ →													
	策定				⑤ →												
	策定					⑤ →											
	策定						⑤ →										
	策定							⑤ →									
	策定								⑤ →								
	策定									⑤ →							

3 その他（検討事項、策定体制、スケジュール等）

1 総合計画と総合戦略等の統合について

- ・総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略は、人口減少克服を最重要課題とし、密接に関係している。
 - ・本市における、人口減少・地方創生に関連する施策が、より重要度を増していることから、両計画の一体的運用による相乗的な効果促進が求められる。
- 第3次総合計画は、急速な人口減少等に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含めた計画とする。



なお、進捗管理を一本化することで、効率的に行政改革を進めることができることから、「十和田市行政改革大綱」を含めた計画とする。

統合の仕方については、重点プロジェクト又は基本計画の一つの章とするなど、策定過程における意見や提案、議論を踏まえて検討する。

2 策定に係る基本的な考え方

(1) EBPM（証拠に基づく政策立案）を活用した計画

現行の第2次十和田市総合計画の十分な検証・分析を行った上で、信頼性や客観性の高いデータ等を活用したEBPM（Evidence Based Policy Making 証拠に基づく政策立案）の考え方を活用する。

(2) 実効性のある計画づくり

PDCAサイクル（Plan Do Check Act）にしたがって、実施計画を毎年度ローリング方式で見直しを行い、施策・事業の継続的な改善及び改革に取り組む。また、時代や社会動向等の変化にも柔軟に対応できるよう、適切に計画の進行管理を行う。

(3) 市民と行政がともに作る計画

市民一人ひとりがまちづくりへの関心を持ち、将来都市像に向けて取り組むことができる計画とするほか、年齢や性別等に関わらず、ダイバーシティの視点で様々な立場からの意見を集約するなど、多様な市民参画の機会を設ける。

(4) ウェルビーイング（市民の幸福度）を指標に取り入れた計画

政策的指標を達成することだけでなく、市民一人ひとりが幸せを実感できるような指標（ウェルビーイング指標）を取り入れ、市民の状況や実態を把握し、施策に反映する。

※「地域幸福度（Well-Being）指標」とは、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化し、可視化したもの

策定に係る基本的な考え方は、上記の4項目を基本とし、策定過程における意見や提案を踏まえて、追加、変更する場合がある。

3 策定体制

(1) 諮問

十和田市総合計画審議会（20人）

十和田市総合計画審議会条例に基づき、学識経験を有する者等による「十和田市総合計画審議会」を設置し、基本構想及び基本計画案について、市長の諮問に応じた審議、答申を行うものとする。

(2) 市民参加

① 計画検討段階における市民参加

ア 十和田市総合計画策定市民委員会（20人）

総合計画の策定にあたっては、推薦及び公募の方法により選出した市民で組織する「十和田市総合計画策定市民委員会」を設置し、市民の意見を反映させた計画づくりを行う。

イ アンケート調査（市民意識調査）

本市の課題を踏まえたまちづくりの方向性等について、無作為に抽出した市民、小中高生及び北里大学生を対象としたアンケート調査を実施する。

ウ 市民ワークショップ

本市の現状と将来像等について検討してもらうため、まちづくりに重要と思われるテーマ毎にワークショップを開催し、市民の意見を総合計画に反映させるための提案書を作成する。

エ 若者ワークショップ

北里大学生、20歳代の社会人、市若手職員等が参加し、若者の視点で市の強みや弱み、将来像についての意見を共有するとともに、若者自身のまちづくり参画促進に向けた意見を聴取する。

オ 情報の共有・意見の募集

市広報や市ホームページを活用して積極的な情報提供を行うとともに、総合計画の素案作りのため、まちづくりについて広く意見の募集を行う。

② 計画のとりまとめ段階における市民参加

ア パブリックコメント

総合計画の素案を市ホームページ等で公開し、市民の意見を募るとともに、寄せられた意見に対する市の考えを公表する。

イ 市民説明（オープンハウス形式）

パブリックコメントの実施に合わせ公共施設等に一定期間、策定過程や成果を掲示するなどオープンハウス形式による市民説明、意見募集を行う。

(3) 庁内体制

① 庁議

総合計画審議会へ諮問するために、策定委員会で作成した基本構想等の素案を審議する。また、審議会の答申に基づく調整を行い、議会上程議案としての庁内決定を行う。

② 策定委員会（部長級）

副市長を委員長に、部長級の職員で組織し、策定専門委員会において作成された計画案の審議を行う。

③ 策定専門委員会（課長級）

企画財政部長を委員長に、課長級の職員で組織し、基本構想及び基本計画の原案を作成する。

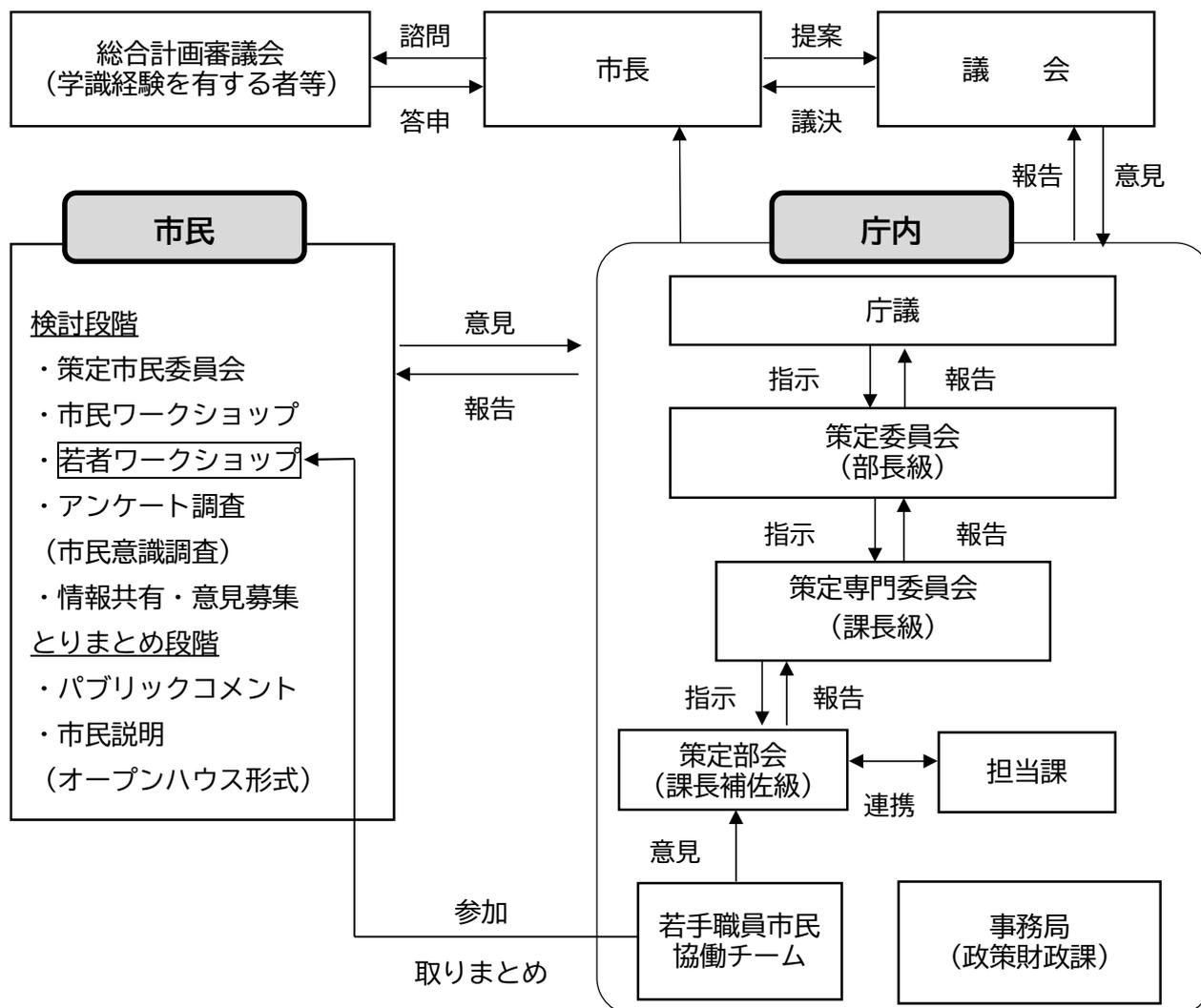
④ 策定部会（課長補佐級） ※専門委員（課長級）が課の職員から1名を推薦

専門委員会の下に、課長補佐級以下の職員で組織する策定部会を置き、計画立案に関する課題等の検討と計画の素案づくりを行う。

⑤ 若手職員市民協働チーム

若手職員の視点で総合計画について考え、市民とともに「若者ワークショップ」に参加する。また、ワークショップの結果や話し合った内容等を取りまとめ、報告書を作成する。

【策定体制イメージ】



4 総合計画策定支援業務

総合計画の策定に必要な業務のうち、現状分析及び把握、各種基本データの整理・分析、市民意識調査の実施などは、民間の事業者へ策定支援業務を委託して実施する。
(令和7～8年度)

(1) 委託事業者

策定支援業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（本社：東京都港区）

(2) 業務内容（予定）

- ① 基礎調査、現行の総合計画及び総合戦略の検証・点検等
- ② 市民アンケート（市民意識調査支援等）
- ③ 基本構想及び基本計画の策定支援
- ④ 人口ビジョン及び総合戦略の策定支援
- ⑤ 各種研修の実施
- ⑥ ワークショップ支援

